

(整理番号 2109)

長野地方最低賃金審議会

第 3 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 3 年 8 月 5 日 15 時 00 分 ~ 15 時 30 分 長野労働局 2 階 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会部会長報告について 2 長野県最低賃金の審議について 3 長野県最低賃金の改正決定について(答申) 4 令和 3 年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問) 5 その他		
議事録			
<p>浜賃金室長</p> <p>それでは、委員の皆様方全員お揃いでございますので長野地方最低賃金審議会令和 3 年度第 3 回総会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認です。本日の出席委員は、委員 15 名中全員のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それではこれからの審議について倉崎会長よろしくお願いたします。</p> <p>倉崎会長</p> <p>お疲れさまでございます。</p> <p>特に長野県最低賃金の専門部会の委員の皆様におかれましては本当にお疲れさまでございました。1 , 2 回目の総会で申し上げましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う労使双方に与えた打撃とどう向き合うという大変難しい課題の中、部会委員のみなさまには取り組んでいただき、予備日も使って熱のこもった議論をしていただきまして、何とか部会としての結論に至ることが</p>			

できました。本当に御礼申し上げます。

本日の総会はその内容を確認して審議ということになりますので、よろしく
お願いします。

本日の議題ですが、

第 1 に、長野県最低賃金専門部会部会長報告について

第 2 に、長野県最低賃金の審議について

第 3 に、長野県最低賃金の改正決定について（答申）

第 4 に、令和 3 年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問）

第 5 に、その他

を予定しています。

本日の議事録署名人は

労働者代表委員からは櫻井（さくらい）委員

使用者代表委員からは聲山（うしやま）委員

をお願いします。

また、本日の審議会は公開といたします。

事務局で長野地方最低賃金審議会会議公開要綱第 3 条に基づき公開の公示
をしましたところ、1 件の傍聴の申し込みがあり、傍聴していただいております
ことを報告させていただきます。また、報道機関 6 社が取材に見えておられ
ます。

それでは、議題 1 の「長野県最低賃金専門部会部会長報告」、議題 2 の「長
野県最低賃金の審議」について、続けて議事に入ります。

昨日審議され、取りまとめりました部会長報告書は、私の手元にありますの
で報告します。

事務局で「部会長報告文」を朗読してください。

委員の皆さんは資料 1「長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」
をご覧ください。

賃金指導官

< 部会長報告文を朗読 >

倉崎会長

それでは、労使の主張内容の概要について、会長代理から簡単にご説明お願
いいたします。

吉村会長代理

それでは私のほうから専門部会における労使主張内容の概要を簡単に説明

させていただきます。

まず労働者側から、最低賃金法第1条の目的に基づき、現行の最低賃金で労働者の生活の安定が図れているのがという視点で検討すべきこと、また最低賃金の土地ごとの格差が開いていると働き手が都市部にどんどん流出しかねないリスクがあるということ、こうした複合的な視点から最低賃金の目安を上回る決定が必要であるというご主張をいただきました。最終的には目安額プラス1円というご提示をいただいたところです。

他方、使用者側からは、やはり中小企業の経営状況の厳しさ、苦しさ、支払い能力などを強く言及されまして、現状を鑑みるに引き上げ額の提示はできず現状据え置きというご主張がございました。

できれば、労使双方のそれぞれの合意に基づく金額の決定ができれば望ましかったわけで、それについて力を尽くしてきたところではありますけれども、最終的に合意に至らずに公益見解を示すということに相成りました。

公益見解は新型コロナウイルス感染症拡大による県下の経済の状況、雇用の状況、労働者の生活への影響、中小企業、小規模事業場がおかれている状況、最低賃金法の目的、県下の経済雇用状況、賃金実態調査、労使の意見、諸般の事情等に加えて、詳細な検討を重ねられて示された中賃目安を十分に参酌し、総合的に勘案して当専門部会の公益委員会による見解を取りまとめたところでございます。

結果として目安額と同額にはなりましたが、審議においては金額ありきではなく、労使双方の主張内容を踏まえつつ、昨年度からの雇用経済状況の変化等々も考慮しまして、現時点においては必ずしも目安額を修正してまでプラスすることまでは認められないという考えのもとで当県の目安額を公益見解としてお示ししたところ、結論としては公労が賛成、使が反対ということで、賛成多数で採択されたところでございます。

なお、審議において事業存続、雇用維持に向けた多様できめ細やかな各種支援策の必要性については、労使双方の委員からご意見が出されたことを申し添えさせていただきます。

以上がご報告になります。

倉崎会長

只今の報告書の内容について、何か意見・質問等がありますか。

< 意見なし >

倉崎会長

それでは、ご質問ご意見がないようであれば、専門部会報告の別紙1にある長野県最低賃金の改正決定内容について、採決に入りますので、おそれいりま

すが、傍聴者・報道関係者の方々は一旦ご退席をお願いします。

< 傍聴者・報道関係者退席 >

倉崎会長

それでは採決です。

まず、改正内容に賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成 公4人、労5人、使0人 >

次に改正内容に反対の方の挙手を願います。

< 反対 公0人、労0人、使5人 >

ただ今の採決について、事務局で確認をお願いいたします。

浜賃金室長

賛成、公益4名、労働者側5名。反対、使用者側5名。

以上確認させていただきました。

倉崎会長

採決の結果、専門部会長報告別紙にある改正内容のとおり決定するとともに、答申することといたします。

事務局で答申文（案）を作成する間、休憩といたします。

休憩後の再開の時に、傍聴者・報道関係者に再入室を認めることといたします。

< 休憩 >

< 傍聴者・報道関係者再入室 >

倉崎会長

それでは、再開といたします。

答申文（案）を配付し、事務局での朗読をお願いいたします。

賃金指導官

< 答申文案を朗読 >

倉崎会長

この文案でよろしいでしょうか。

< 委員より異議なし >

倉崎会長

議題3の「長野県最低賃金の改正決定について(答申)」に入ります。
それでは、これから答申することにいたします。

< 倉崎会長は小野寺局長へ答申文を手交 >

小野寺局長

只今、倉崎会長から長野県最低賃金の改正決定に関わります答申を頂戴いたしましたので一言挨拶を述べさせていただきます。

6月28日に諮問させていただいて以来、倉崎会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そして新型コロナウイルス感染症が拡大するなど大変難しい時期におきまして、慎重かつ精力的そして熱のこもった調査審議をしていただいたことにつきまして深く敬意を表しまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

そしてその真偽の中で色々なお立場で頂きましたご意見ご提案につきましては、事務局といたしまして重く受け止めさせていただくのは当然ですが、本省にもきちんと報告をさせていただきたいと思っております。

頂きました答申に基づきまして、速やかに改正に向けた事務的な諸手続きを進めてまいります。加えまして先ほど会長のご挨拶、それから代理からのお話にもありましたけども、特にこの新型コロナ感染拡大の影響の長期化で非常に厳しい状況に追い込まれている特に中小企業、小規模の事業者の人に対しまして、売り上げ減少の状況であるとか最低賃金の引き上げに伴う雇用コストの増、この辺を十分に踏まえまして、事業存続それから雇用の維持確保に向けまして引き続き努力を頂けるように行政としてもきめ細やかな支援をしていく必要があると改めて思うところでございます。

従いまして業務改善助成金の要件の拡充、緩和でありますとか雇用調整助成金の特例措置の緩和など、賃金を上げやすい、賃上げをしやすい環境整備に向けました支援策につきまして、周知はもとより利用促進に向けまして労働局をあげて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、今後は長野県最低賃金改正に関する異議があった場合のご審議、それから特定最低賃金のご審議を頂くこととなります。また何卒よろしくお願いを申し上げます。

誠に簡単ではございますけれども私からのご挨拶とさせていただきます。答申どうもありがとうございました。

倉崎会長

それでは、長野県最低賃金に関する今後の手続き等について事務局からご説明をお願いします。

浜賃金室長

本日いただきました長野県最低賃金の改正決定に係る答申につきましては、速やかに長野県最低賃金の改正に関する手続きということで事務局で進めてまいります。

まず、改正決定に係る答申内容に対する異議の申出に係る公示につきまして、本日8月5日から8月20日まで行います。異議の申出がありましたら、8月23日(月)午前10時30分から開催予定の第4回本審議会において異議申出に関する審議を行うこととなります。その審議結果等を踏まえまして、10月1日法定発効となるよう進めてまいります。

事務局からは以上です。

倉崎会長

それでは、議題4の「令和3年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問)」に入ります。

諮問にあたり事務局から申し出状況等についてご説明をお願いします。

浜賃金室長

長野県特定最低賃金の改正決定の必要性につきまして、これより局長より諮問をさせていただきますが、その前に特定最低賃金の申出状況についてご説明させていただきます。

本日お手元にお配りした資料 2 をご覧ください。表紙に各申出書について表記したとおり、計量器等製造業の申出書が1から2ページ、はん用機械器具等製造業の申出書が3から4ページ、各種商品小売業の申出書が5ページに資料としてお示ししてございます。これら3業種の申出書は7月30日付けで提出されております。

なお、印刷、製版業の特定最低賃金の申出はございませんでした。

そして、今回の申出の定量的要件に関しましては、それぞれ適用労働者数の概ね3分の1以上の合意が得られていることが必要となりますが、いずれも満たしていることを事務局として確認させていただいています。

また、定量的要件以外に、それぞれの申出書及び添付書類を確認し、申出要件を審査いたしました結果、いずれも要件を満たしておりますので、改正決定の必要性についての諮問をさせていただくことといたしました。

ではこれより、局長より諮問をさせていただきます。長野労働局長から長野地方最低賃金審議会 倉崎会長 に諮問文をお渡しいたします。

< 小野寺局長から倉崎会長へ諮問文を手交 >

倉崎会長

それでは、諮問文の写しが配付されましたので、事務局で諮問文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

倉崎会長

只今諮問のありました特定最低賃金3業種の改正の必要性については、8月19日木曜日午前10時30分からの第2回特定最低賃金検討小委員会で検討をお願いします。

検討小委員会の結果は、8月23日月曜日の午前10時30分からの第4回本審議会に報告し、令和3年度特定最低賃金改正決定の必要性の有無について答申を行うことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは議題5の「その他」に入ります。

事務局で何かございますか。労働者代表委員から何かございますか。使用者代表委員から何かございますか。

< 特になし >

倉崎会長

それでは、特段ないようですので、本日の総会はこれで閉会といたします。どうも皆様お疲れさまでした。

閉 会